

2025年 5 月 20 日

特別資料 No. 563 EU 物質及び混合物の分類、表示及び包装(CLP)に関する
欧州議会及び理事会規則(EC) No 1272/2008—付属書I、II—（第7版）

正誤表

頁	行	誤	正
10	16	<u>折り畳まれたラベル</u>	<u>ひもで結びつけられたタグ上、</u>

< 追記 >

改正されたCLP規則（(EU) 2024/2865）第2条による付属書の各セクションの適用日

JETOCにて、規則(EU) 2024/2865の第2条に記載されている適用日を以下の表にまとめた。

○2026.7.1から適用される条項（本文中に#を付している）

付属書	セクション	第61条による猶予期限
I	1.2.1.6（折り畳みラベルの要件の追加）	2029.1.1**
I	1.5.1.2（ラベルの表示：注意喚起語の追加、混合物の場合の商品名又は呼称の追加）	2028.7.1*
I	1.5.2.4.1（10 mLを超えない内部包装材の省略可能な要件等）	2028.7.1*
I	1.6（デジタルラベルにのみ提供されてよいラベル要素の追加）	
II	詰替えステーションの要件の追加	

○2027.7.1から適用される条項（本文中に##を付している）

付属書	セクション	第61条による猶予期限
I	1.2.1.4（ラベルのサイズごとの最小フォントサイズの指定）	2029.1.1**
I	1.2.1.5（ラベルの白い背景・黒文字の指定、フォントの行間の指定等）	2029.1.1**

*改正規則前（2024.12.9時点で適用可能）の条文の内容に従って分類・表示・包装され、
2026.7.1より前に上市された物質及び混合物

**改正規則前（2024.12.9時点で適用可能）の条文の内容に従って分類・表示・包装され、
2027.7.1より前に上市された物質及び混合物